平成２１年（フ）第５１４号
沖縄県豊見城市字渡橋名36番地１　オーズハウス202号
債務者　島袋　千種
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７４号
北海道日高郡新ひだか町静内目名166番地の４
債務者　中原千花子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１９４０号
宮城県名取市閖上６丁目22番３－４号
債務者　大黒　恵美（旧姓岩間）
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
仙台市若林区今泉２丁目９番46号
債務者　佐竹　裕幸
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
仙台市泉区将監６丁目３番８―36号
債務者　渡邉　久美
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７４号
宮城県本吉郡南三陸町入谷字中の町225番地３
債務者　菅原　智恵（旧姓早坂）
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５１３号
秋田市八橋大畑２丁目12番１号　トーカンマンション八橋プラザ308号
債務者　天野　　喬
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１７号
秋田市下北手松崎字大沢田105番地　県営住宅Ｒ５―104号
債務者　渡邊百百子
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０３号
福島市瀬上町字御蔵場９番地の４
債務者　馬場　裕美
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４０６号
福島県二本松市笹屋15番地
債務者　残間　京子
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
福島市丸子字上川原28番地の73　桜ヶ丘病院内、住民票上の住所福島市丸子字上川原28番地の110　丸石ハイム２号
債務者　田中　愛子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１０８号
福島県南相馬市原町区上町２丁目２番地の７、前住所福島県南相馬市原町区上太田字陣ケ崎322番地の35
債務者　四條　英一
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１号
福島県南相馬市小高区関場２丁目33番地の７
債務者　須貝　正史
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第７７８号
茨城県ひたちなか市大字足崎1355番地35　足崎団地６―25
債務者　綾織　知美
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７８９号
水戸市内原町1837番地　カハラＡ棟101
債務者　吉田　沙知（旧姓栗田）
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９２号
水戸市平須町1822番地の476　コーポ丸山Ａ棟103号、旧住所水戸市千波町587番地の４　ロイヤルコート千波102号
債務者　堀江不二夫
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９４号
茨城県那珂市菅谷4550番地27
債務者　永山　昌美
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所